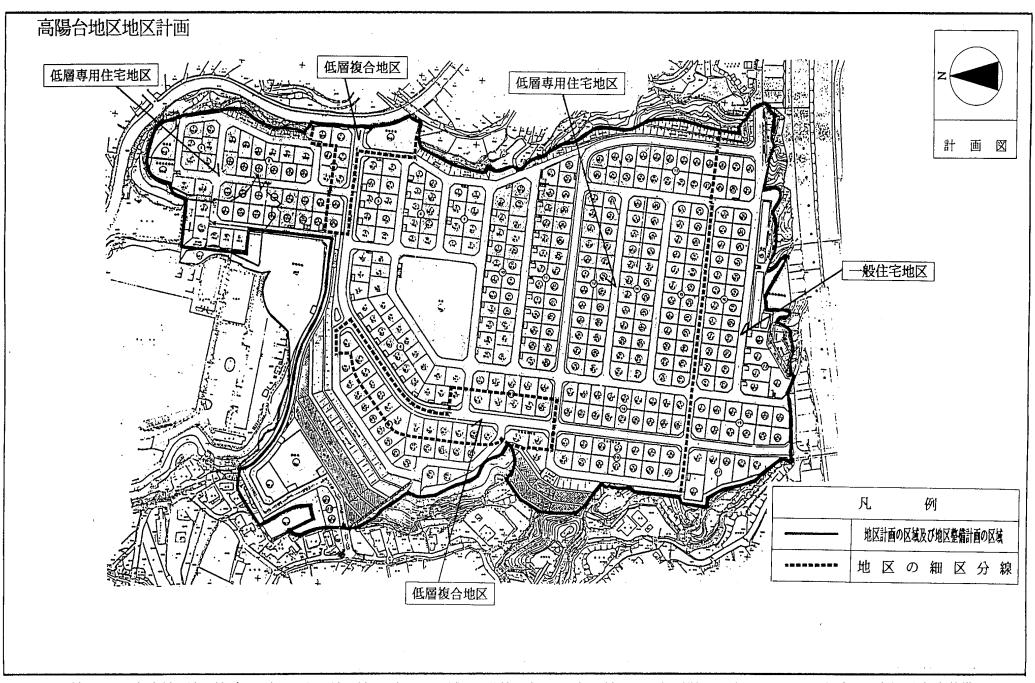
13.高陽台地区 地区計画

決 定 平成 7年10月30日 広島市告示第358号 最終変更 平成16年 5月31日 広島市告示第237号

						取終変史 平成 1 6 年 :	5月31日 仏島巾音示第23/亏		
名 称			称		高陽台地区 地区計画				
	位	置			広島市安佐北区落合南二丁目、落合南五丁目及び落合南町の各一部				
	面積				約12.3ha				
地区計画の目標					高陽台地区は、広島市の北東部に位置し、高陽ニュータウンに隣接しており、周辺は 緑豊かな自然に囲まれた丘陵地帯である。 このような条件を生かして民間の宅地開発事業が行われていることから、地区計画を 策定することにより、居住環境の悪化を防止して事業効果の維持増進を図るとともに、 地区の特性に応じた良好な建築物等の誘導を行って緑豊かな住宅市街地の形成を図ろう とするものである。				
区域の		地区施設の整備 の方針			本地区における地区施設は宅地開発事業により整備されており、各々の施設の機能を損なわないよう、その維持、保全を図る。				
3整備、開発及び	1. 1	建築物等の整備の方針			建築物等について次のような事項を定めることにより閑静で潤いのある住宅地として 街並みの形成を図る。 1.建築物の用途の制限 2.建築物の敷地面積の最低限度 3.建築物の形態又は意匠の制限				
土地利用に関する方針				計	本地区は優れた居住環境を目指し、土地利用に関する方針を次のように定める。 1.地区内は閑静で潤いのある住宅市街地が形成される低層専用住宅地区と、地区内の日用品等を供給する低層複合地区、一般住宅地区とに区分する。 2.地区内には公園を適正に配置し、周辺部には周辺の土地利用及び景観を考慮して緑地を確保する。				
地	建築物等に関する事項	地 区 の 区 分	名	称	低層専用住宅地区 (第一種低層住居専用地域)	低層複合地区 (第二種低層住居専用地域)	一般住宅地区 (第一種住居地域)		
X			面	積	約 10.0ha	約 0 . 7 h a	約 1 . 6 h a		
整 備 計 画		建築物の用途の制限			次に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の 建築物は建築してはならない。 1.住宅 2.兼用住宅(建築基準法施 行令第130条の3に定め る住宅をいう。) 3.共同住宅 4.巡査派出所、公衆電話所 又は建築基準法施行令第 130条の4に定める公益 上必要な 5.診療所 6.集会所	次に掲げる建築物及外らいた。 北に関する建築物はない。 1.住宅 2.兼付までは、 2.兼付までは、 2.兼付までは、 3.共では、 3.共では、 4.巡は、 2.兼ののは、 3.共では、 4.巡は、 2. 世別では、 3.共では、 3.はでは、 4.はでは、 4.はでは、 5.はでは、 5.はでは、 6.とでは、 6	130条の4に定める公益 上必要な建築物 5.2階以下の部分を建築基 準法施行令第130条の5 の2各号に掲げる用途に供		
		建築物の敷地面 積の最低限度			1 6 5 平方メートル				

11h	7.44	建築物等の形態 又は意匠の制限	1. 造成した擁壁には、床版等の工作物を設けてはならない。ただし、道路に面する掘り込み車庫及び公共の用に供する施設等については除く。			
地	建			2 层外存生物(层外存生物注(四和 24 年注净等 400		
X	築		2. 屋外仏古物(屋外仏古 物法(昭和 24 年法律第	2. 屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に定めるものをいう。)は、自己の		
整	物		189号)第2条第1項に定	用に供する広告物(広島市屋外広告物条例(昭和 54 年		
/#	**		めるものをいう。)は、自	条例第65号。以下「条例」という。)第6条第4項第1		
備	等		己の用に供する広告物(広	号又は第2号に掲げるものをいう。)以外を禁止す		
計	に		島市屋外広告物条例(昭和	る。		
画	関		54 年条例第 65 号。以下	ただし、条例第6条第1項、第2項、第4項第3		
				号、同項第4号及び同項第6号に規定するものはこの		
	す		4項第1号又は第2号に掲	限りではない。		
	る		げるものをいう。以下「自			
			己用」という。)以外を禁			
	事		止するとともに、自己用の			
	頂		うち表示面積(表示面が2			
			面以上のときはその合計)			
			が5平方メートルを超える			
			ものは建築物を利用して表 示し、又は広告物を掲出す			
			ふし、又は囚口物を掲出り る物件を設置してはならな			
			る物件を設置してはならな			
			v'。			
			項、第2項、第4項第3			
			号、同項第4号及び同項第			
			6号に規定するものはこの			
			限りではない。			
	土地の利用 に関する事項		計画図に表示する林帯及び法面等は、良好な市街地環境を確保するために維持、保全し、かつ工作物の築造若しくは建築物の建築をしてはならない。			
			ただし、公共の用に供するもの又は維持管理上やむを得ないと認められるもの等の築 造若しくは建築についてはこの限りではない。			

[「]区域及び土地の利用に関する事項(土地利用の制限)の区域は、計画図のとおり。」



この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局 都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図(都市計画の図書)をご覧ください。